

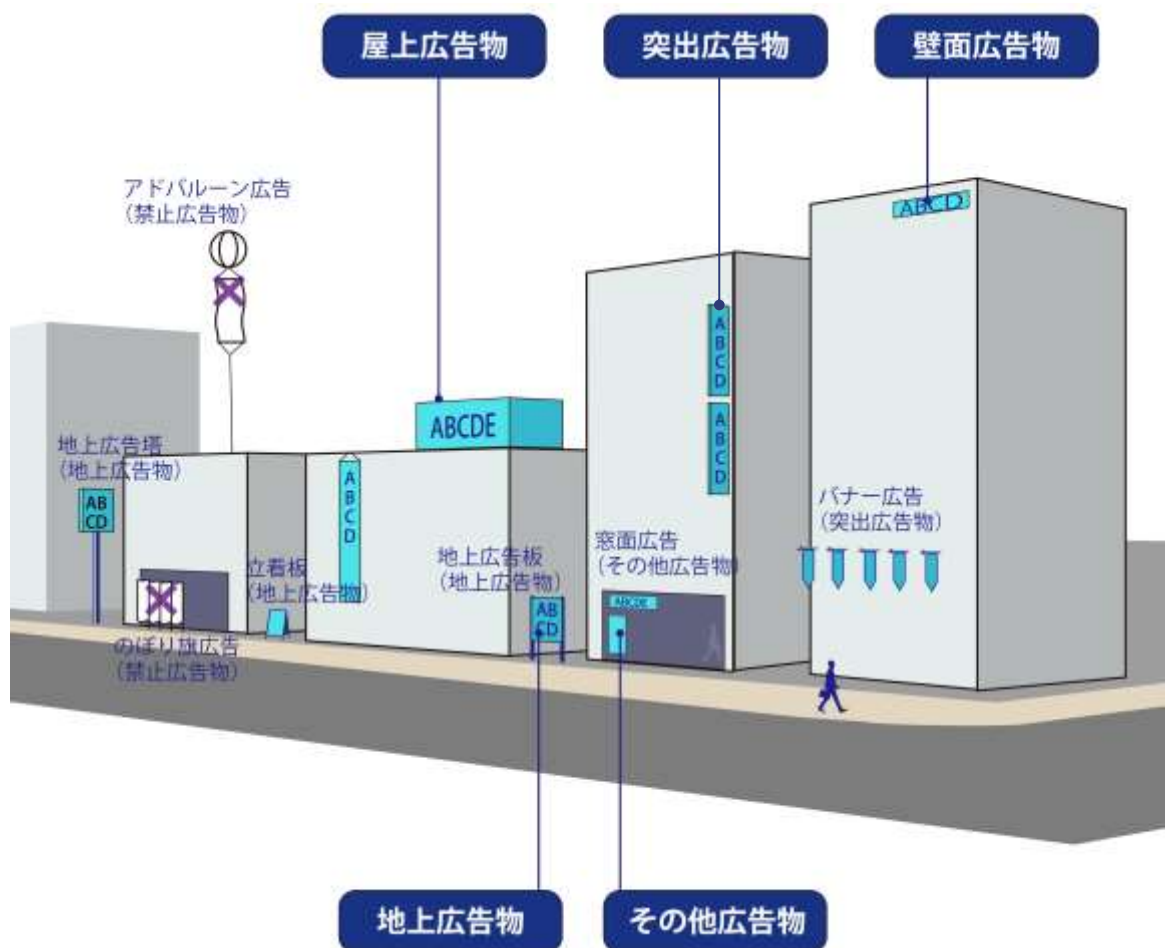
II 屋外広告物の景観形成

1 届出制度の概要

(1) 屋外広告物の種類と協議・届出の対象

① 屋外広告物の種類

大阪市景観計画で対象とする屋外広告物には次のものがあります。



対象となる屋外広告物の種類

屋上広告物	屋上広告塔、屋上広告板、その他これらに類するもの
壁面広告物	壁面広告板、広告幕、ガラス面に貼付するもの、はり紙、その他これらに類するもの
地上広告物	地上広告塔、地上広告板、立看板、その他これらに類するもの
突出広告物	突出看板、バナー広告、その他これらに類するもの

対象とならない屋外広告物の種類(設置不可)

地上広告物	広告旗 (のぼり)
その他	アドバルーン

② 屋外広告物の事前協議の対象となる行為

重点届出区域内で新設又は変更(意匠変更も含む※)する屋外広告物が対象となります。

なお、屋外広告物条例の許可の対象とならない規模の屋外広告物(7㎡以下の自家用広告物)やガラス面の内側に貼り付けられる広告物については、別途、都市景観条例に基づく届出の対象となります。

ただし、景観計画変更施行時(平成29年10月1日)、現に適法に表示又は設置されている広告物の意匠のみ変更する場合は、(4)広告物基準の内、「意匠等」及び「その他」の基準が適用となります。

→P. 12
都市景観条例
第15条参照

※
集合看板の一部意匠変更の取扱いについてはii-19ページを参照しましょう。

③ 屋外広告物の事前協議の対象となる範囲

【御堂筋地区・堺筋地区・四つ橋筋地区・なにわ筋地区・国道2号地区】

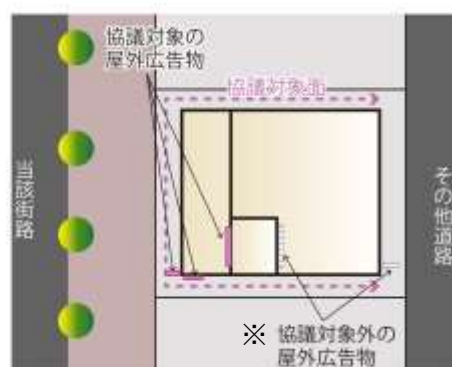
当該街路に面する敷地内に設置されるすべての屋外広告物が対象となります。ただし、当該街路から視認できないものは、対象外となります。

【土佐堀通地区】

当該街路に面する敷地内に設置されるすべての屋外広告物が対象となります。ただし、当該街路の南側敷地内の、当該街路から視認できないものは対象外となります。

【中之島地区】

当該地区内の敷地内に設置されるすべての屋外広告物が対象となります。

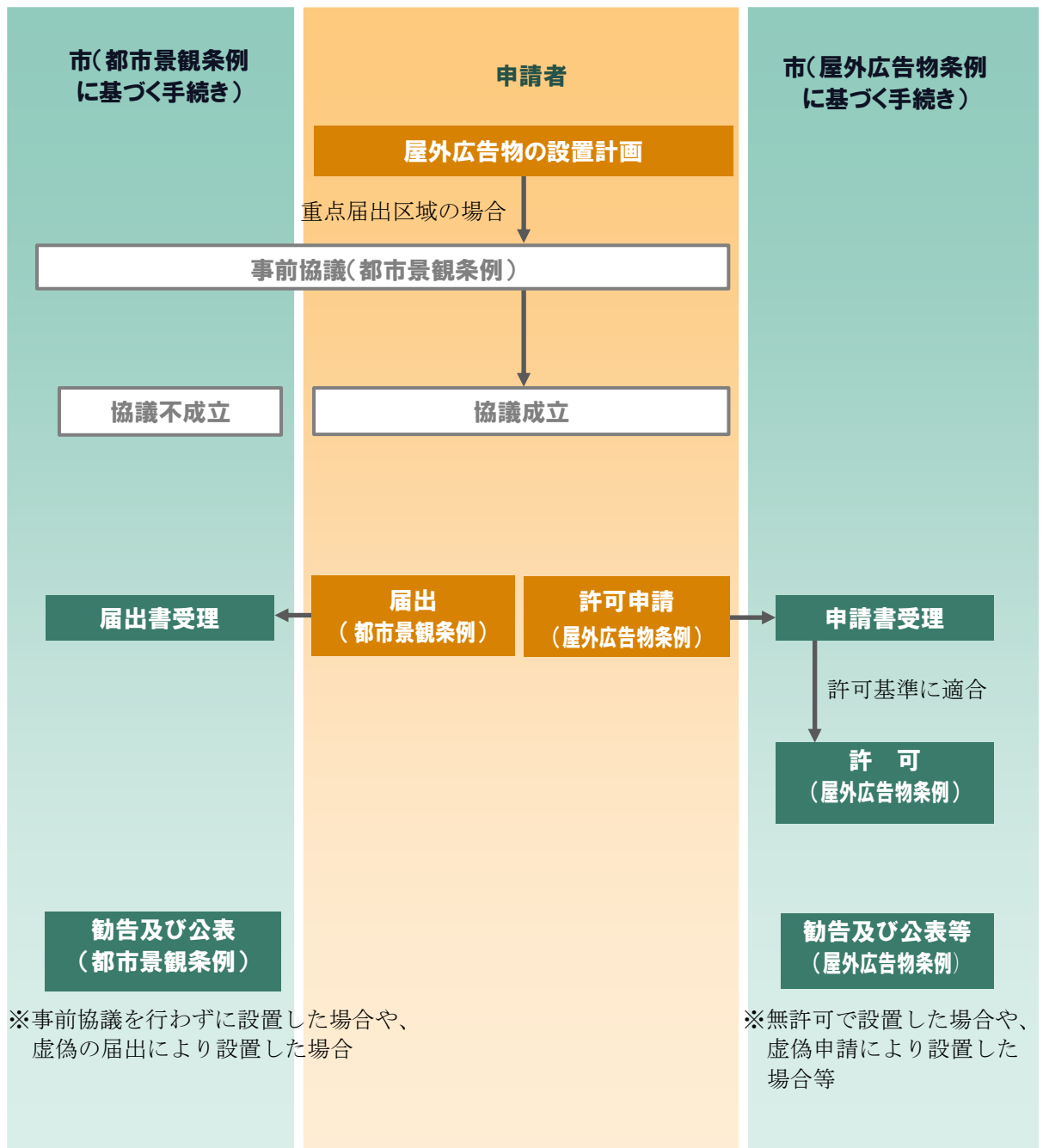


※当該街路から視認できないため協議対象にはなりません。

(2)届出手続きのフロー

重点届出区域において、屋外広告物の設置を検討される方は、次の流れで手続きを行います。

←
手続きの詳細については「景観計画に定める重点届出区域内の広告物の事前協議について」を確認しましょう。



2 景観形成の基本的な視点

(1) 屋外広告物に関する基本方針

屋外広告物は、まちの情報を広く提供し経済活動の円滑化に不可欠なものである一方、都市景観に影響を与える重要な要素でもあります。無秩序な状態で氾濫すると、まちの美観や自然の風致を損なうことにもなりかねません。逆にデザイン的に配慮された広告物を計画的に配置することにより、風格の創出だけでなく、秩序あるにぎわい景観を生み出すこと等も可能です。

そこで、屋外広告物が、重点届出区域のそれぞれの地区の方針を踏まえ、良好な景観を形成していくうえで重要な役割を果たすべく、次の考え方に基づいた屋外広告物の設置等に関する基準を定め、風格の創出やにぎわい形成など、地域固有の特性に応じた都市景観を形成していくことを推進していきます。

【景観誘導の考え方】

○良好なまちなみの形成に資するものとなるようデザイン性の高いものを誘導します。

- ・特に、周辺景観への影響の大きい高層部に設置される屋上広告物は、周辺との調和に配慮した形態意匠を誘導します。
- ・周辺景観への影響の大きい中高層部に設置される壁面広告物や突出広告物は、にぎわい形成に資する低層部への設置を誘導します。
- ・地域の特性を踏まえ、風格の創出やまちの活性化等を意識し、さらにきめ細やかな景観コントロールを行います。

【屋外広告物に関する景観誘導のイメージ】

良好なまちなみの形成に資するものとなるようデザイン性の高いものを誘導



壁面広告物や突出広告物は低層部への設置を誘導

地域特性を踏まえたきめ細やかな景観コントロールを行う

(2)基本的な視点

屋外広告物は景観を構成する要素でもあります。設置するときには景観形成の観点からもデザインを考えましょう。

シンプルでわかりやすいデザイン

訴求力を高めようとして同じ内容のものを繰り返して複数設置したり、一つの広告物の中に商品名や価格といった様々な要素を多分に盛り込んだりすると雑然としたイメージになり、逆効果です。シンプルでわかりやすいデザインの方が見る人に対してのアピールが期待できます。



シンプルなロゴをあしらったサイン



商品をシンボル化したサイン



主張しすぎず印象に残るデザイン

まちなみを演出するデザイン

屋外広告物は店舗や事業所の広告であるとともに、まちなみを演出する要素でもあります。例えば周辺に住宅が多いなら品が良い、オフィス街なら風格のある、商業地ならにぎわいを演出するデザインを考えましょう。



にぎわいを感じさせる色彩デザイン



街角のオブジェ風サイン



透過性のある本体と文字による軽やかなデザイン

企業の価値を高めるデザイン

屋外広告物は企業のアイデンティティを表現するものでもあります。設置することにより景観の魅力を高める質の高いデザインは、アピール効果が高いばかりでなく企業のイメージや価値の向上が期待できます。



高級感のある素材を使ったサイン



外観との一体的なデザイン



壁面サインと暖簾のトータルなデザイン

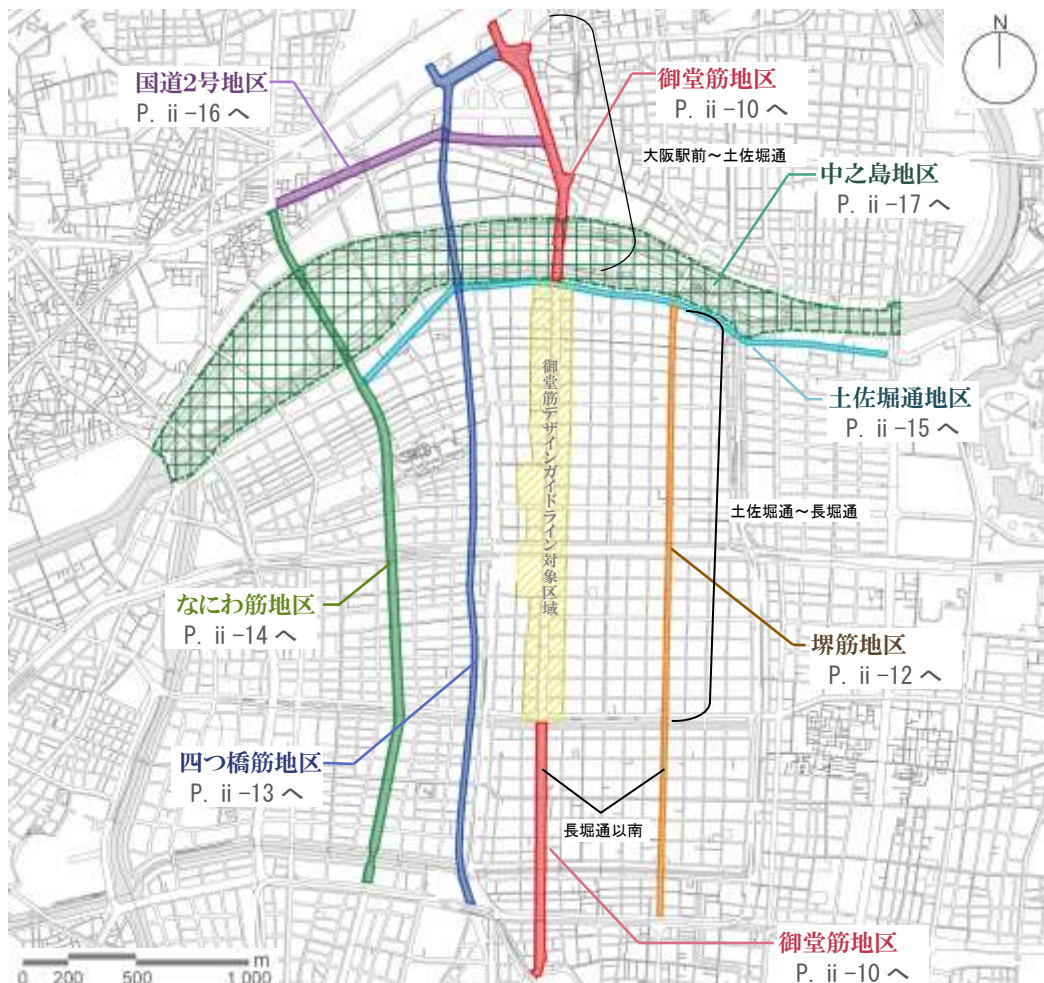
3 屋外広告物基準と解説

(1) 屋外広告物基準一覧

ここでは、区域ごとの屋外広告物基準一覧を掲載しています。

また、ii-10以降に「(2) 屋外広告物基準の解説」を掲載しています。あわせて確認しましょう。

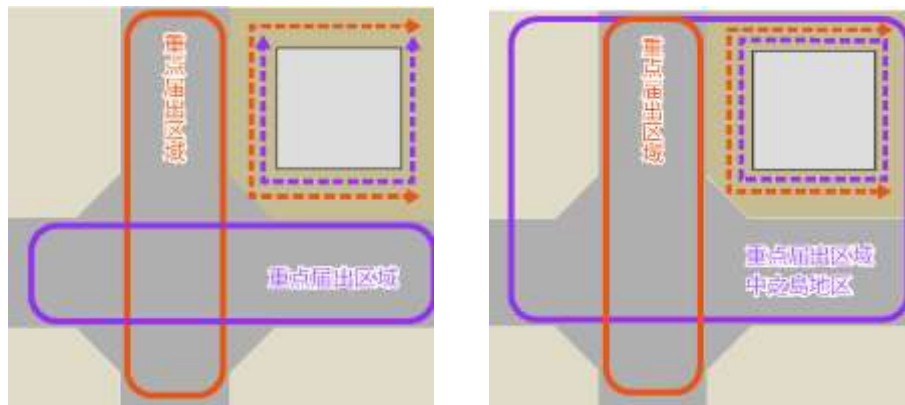
重点届出区域



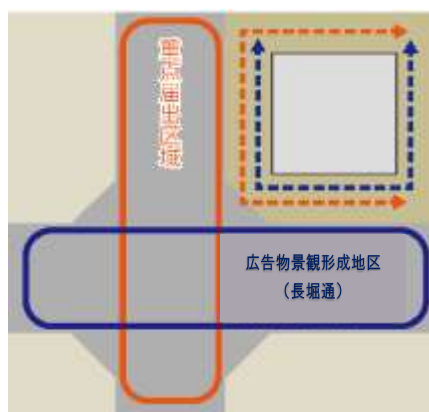
広告物の基準の適用

【区域が交差する部分における基準の適用について】

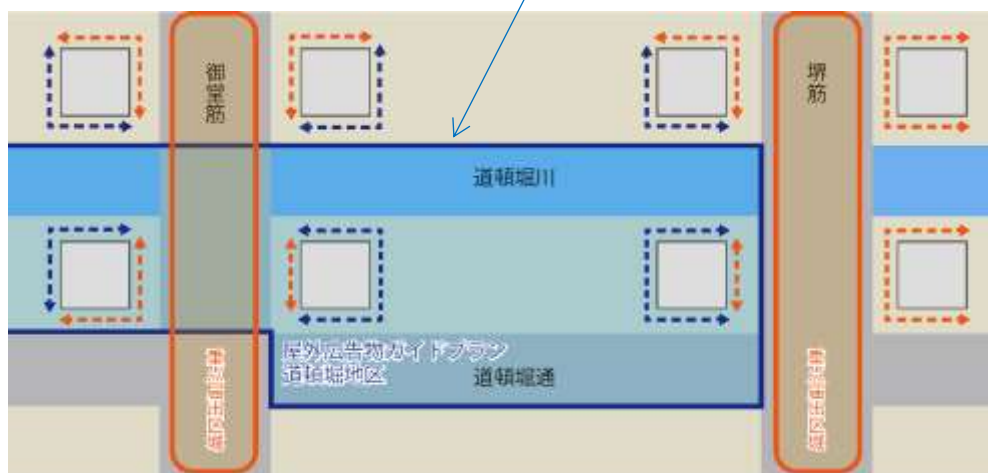
- ・他の重点届出区域及び御堂筋デザインガイドライン区間と重複する敷地は、双方の基準を満たすものとする。



- ・広告物景観形成地区又は屋外広告物ガイドプランと重複する敷地については、双方の基準を満たすものとする。
- ・ただし、屋外広告物ガイドプラン道頓堀地区と重複する敷地については、当該街路に面する面は重点届出区域の基準を、道頓堀川又は道頓堀通に面する面は、屋外広告物ガイドプラン道頓堀地区の基準を優先する。



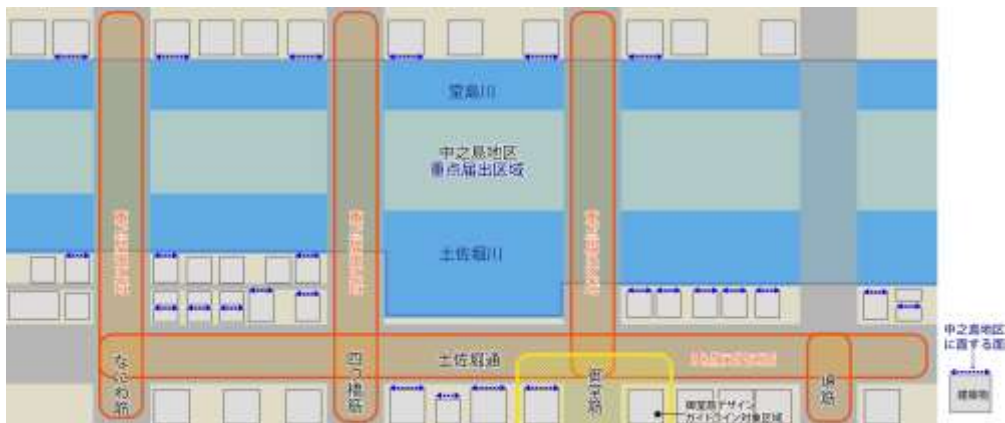
道頓堀川又は道頓堀通に面する面は、屋外広告物ガイドプラン道頓堀地区の基準とする。



【水辺に配慮した基準の適用について（中之島地区に面する面）】



中之島地区に面する建築物の、中之島地区に面する面の基準が適用されるのは、次の図のとおりとします。中之島からの見え方に特に配慮する必要がありますので、各広告物の基準を確認しましょう。

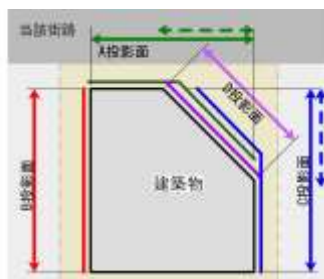
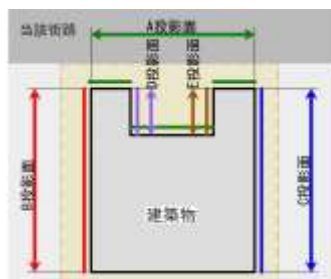
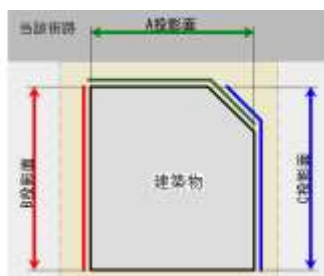
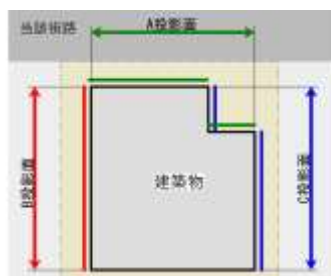


【壁面広告物における対象面の考え方】

屋外広告物の表示面積の総量を求めるための対象面は、次のように各投影面の面積を求めましょう。（対象面上に掲出する屋外広告物の見付面積算定）

●当該街路に1方向面する場合

- ・屋外広告物の掲出表示面積の総量は、各投影面の見付面積での総量が対象となります。



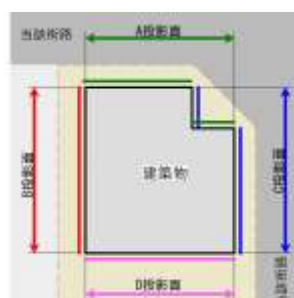
D面に屋外広告物を設置する場合には、D面単体で掲出表示面積を算定します。（E面も同様）

当該道路に面する見付幅がAまたはC投影面幅の1/2以上の場合※

※
壁面が曲線になっている場合は、曲線の起点を隅切りの起点とします。

●当該街路に2方向面する場合

- ・当該道路に2方向面する場合は、A～D投影面（全方位）の見付面積での総量が対象となります。



＜本ページ以降の使い方＞

- ・地区ごとに「屋外広告物基準」を記載しています。
- ・「屋外広告物基準」を『許可基準』と『誘導基準』に区分して記載しています。
- ・「屋外広告物基準」の『解説』の掲載ページを表中右端に記載しています。

許 : 許可基準（屋外広告物条例の許可基準）
誘 : 誘導基準（景観計画に定める誘導基準）
解説 ii-● : 解説ページを確認しましょう。

御堂筋地区

	大阪駅前～土佐堀通		長堀通以南		
意匠等 【共通 (その他 を除く)】	誘	地区の良好なまちなみの形成に資するものとする。		解説 ii-21 ii-22 ii-23	
	誘	周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた、風格ある御堂筋沿道にふさわしい落ち着いたものとする。			
	誘	壁面広告物及び突出広告物は、建築物の低層部に設置するよう努める。			
	誘	広告物の意匠等は、次の各号を満たすよう努める。 ア 1つの広告物に対し、情報量は最小限とする。 イ 広告物は集約して設置し、なお複数設置する場合は、統一したデザインとする。 ウ 文字は、切り文字や箱文字とする。 エ 地色は、壁面と同系色とする。 オ 高彩度の利用を抑える。 カ 人物、キャラクターの意匠は使用しない。 キ 太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しない。 ク 骨組み、支柱等の構造体は目立たないものとする。			
	誘	照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、景観上主要な道路からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。			
	屋上 広告物	許	表示内容は、氏名、名称、もしくは商標、又は建築物の名称に限る。	許	表示内容は、氏名、名称、もしくは商標、又は建築物の名称に限る。
誘		ただし、中之島地区に面する建築物の、中之島地区に面する面への表示内容は、原則として自己の建築物の名称に限り、また、意匠は地色を外壁面と同系色とする、高彩度の利用を抑えるなど、建築物と一体的にデザインされたものとする。			
許		文字の大きさは、縦横それぞれ2m以内、ロゴマークの大きさは、縦横それぞれ3m以内とし、コンパクトにまとめる。			
許		広告物の高さは、これを設置する箇所の建築物の高さの5分の1以内かつ4m以内とする。ただし、設備機器を隠すもの、又は塔屋の高さに揃えるものなど、景観形成に資するものについては緩和（ただし、原則6m以内）することができる。			
誘		照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。		夜間ガイド ライン VI-20	
壁面 広告物	誘	中之島地区に面する建築物の、中之島地区に面する面への表示内容は、建築物の高さ10m以下の部分へは、原則として自己の氏名、名称、もしくは商標、又は建築物の名称、建築物の高さ10mを超える部分へは、原則として自己の建築物の名称に限る。	—		

	許 建築物の各面ごとの表示面積の合計は、50 m²以内とし、かつ、外壁面積の10分の1以内とする。ただし、中之島地区に面する建築物の、中之島地区に面する面については、表示面積の合計は、50 m²以内とし、かつ、建築物の高さが10m以下の部分へはその部分の外壁面積の10分の1以内、建築物の高さが10mを超える部分へはその部分の外壁面積の10分の1以内とする。	許 建築物の各面ごとの表示面積の合計は、50 m²以内とし、かつ、建築物の高さが10m以下の部分へはその部分の外壁面積の3分の1以内、建築物の高さが10mを超える部分へはその部分の外壁面積の10分の1以内とする。 誘 ただし、建築物の高さが10m以下の部分への設置については、特に秩序ある配置、デザインとするよう努める。	解説 ii-25 ii-26
	許 建築物の間口が80mを超える建築物については、建築物の間口が80mを超える部分ごとに、当該面積基準に則り表示面積を加算することができる。 許 外壁面からの出幅は、30 cm以内とする。		
地上 広告物	許 地上広告板の地上から広告板の上端までの高さは、5 m以内、地上広告塔の地上から広告塔の上端までの高さは、10m以内とする。		解説 ii-27
	許 表示面積は、1面につき5 m²以内とする。		
	許 表示面積の合計は、10 m²以内とする。ただし、敷地面積が1,000 m²を超える場合は、敷地面積の100分の1以内とすることができる。		
	許 道路に突出するものについては、道路への突出幅及び道路に突出する部分の下端の高さは、突出広告物の基準による。 誘 通行の妨げにならないものとする。		
突出 広告物	許 歩道への突出幅は、1 m以内とする。		解説 ii-28
	許 歩道に突出する部分の下端の高さは、3 m以上とする。ただし、歩道への突出幅が0.8m以内のものにあつては、2.5m以上とすることができる。		
	誘 複数設置する場合は、一列に配置するよう努める。		
その他	許 点滅又は回転等をしないこと。 ただし、可変表示式屋外広告物について、別に定めがある場合は、これによるものとする。		解説 ii-29
	誘 暫定利用、イベント対応時について、別に定めがある場合は、これによるものとする。		
	誘 ガラス面については、建築物の高さが10m以下の部分へ設置する広告物で、外観と一体的にデザインされたもののみ設置することができる。		

堺筋地区

御堂筋地区

堺筋地区

四つ橋筋地区

なにわ筋地区

土佐堀通地区

国道9号地区

中之島地区

	土佐堀通～長堀通		長堀通以南		
意匠等 【共通 (その他 を除く)】	誘	地区の良好なまちなみの形成に資するものとする。		解説 ii-21 ii-22 ii-23	
	誘	周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた、落ち着いたものとする。			
	誘	壁面広告物及び突出広告物は、建築物の低層部に設置するよう努める。			
	誘	広告物の意匠等は、次の各号を満たすよう努める。 ア 1つの広告物に対し、情報量は最小限とする。 イ 広告物は集約して設置し、なお複数設置する場合は、統一したデザインとする。 ウ 文字は、切り文字や箱文字とする。 エ 地色は、壁面と同系色とする。 オ 高彩度の利用を抑える。 カ 人物、キャラクターの意匠は使用しない。 キ 太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しない。 ク 骨組み、支柱等の構造体は目立たないものとする。			
	誘	照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、景観上主要な道路からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。			
屋上 広告物	許	表示内容は、氏名、名称、もしくは商標、又は建築物の名称に限る。		解説 ii-24 夜間ガイド ライン VI-20	
	許	文字の大きさは、縦横それぞれ2 m以内、ロゴマークの大きさは、縦横それぞれ3 m以内とし、コンパクトにまとめる。			
	許	広告物の高さは、これを設置する箇所の建築物の高さの5分の1以内かつ4 m以内とする。ただし、設備機器を隠すもの、又は塔屋の高さに揃えるものなど、景観形成に資するものについては緩和（ただし、原則6 m以内）することができる。			
	誘	照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。			
壁面 広告物	許	建築物の各面ごとの表示面積の合計は、50 m ² 以内とし、かつ、外壁面積の10分の1以内とする。	許	建築物の各面ごとの表示面積の合計は、50 m ² 以内とし、かつ、建築物の高さが10m以下の部分へはその部分の外壁面積の3分の1以内、建築物の高さが10mを超える部分へはその部分の外壁面積の10分の1以内とする。 ただし、建築物の高さが10m以下の部分への設置については、特に秩序ある配置、デザインとするよう努める。	解説 ii-25 ii-26
	許	建築物の間口が80mを超える建築物については、建築物の間口が80mを超える部分ごとに、当該面積基準に則り表示面積を加算することができる。			
	許	外壁面からの出幅は、30 cm以内とする。			
	誘	通行の妨げにならないものとする。			
地上 広告物	許	地上広告板の地上から広告板の上端までの高さは、5 m以内、地上広告塔の地上から広告塔の上端までの高さは、10m以内とする。			解説 ii-27
	許	表示面積は、1面につき5 m ² 以内とする。			
	許	表示面積の合計は、10 m ² 以内とする。ただし、敷地面積が1,000 m ² を超える場合は、敷地面積の100分の1以内とすることができる。			
	許	道路に突出するものについては、道路への突出幅及び道路に突出する部分の下端の高さは、突出広告物の基準による。			
	誘	通行の妨げにならないものとする。			
突出 広告物	許	歩道への突出幅は、歩道幅4 m以上の場合1.2 m以内、歩道幅4 m未満の場合0.8 m以内とする。			解説 ii-28
	許	歩道に突出する部分の下端の高さは、3 m以上とする。ただし、歩道への突出幅が、歩道幅4 m以上では0.9 m以内、歩道幅4 m未満では0.6 m以内のものにあつては、2.5 m以上とすることができる。			
	誘	複数設置する場合は、一列に配置するよう努める。			
その他	許	点滅又は回転等をしないこと。ただし、可変表示式屋外広告物について、別に定めがある場合は、これによるものとする。			解説 ii-29
	誘	暫定利用、イベント対応時について、別に定めがある場合は、これによるものとする。			
	誘	ガラス面については、建築物の高さが10m以下の部分へ設置する広告物で、外観と一体的にデザインされたもののみ設置することができる。			

四つ橋筋地区

意匠等 【共通 (その他 を除く)】	誘	地区の良好なまちなみの形成に資するものとする。	解説 ii-21 ii-22 ii-23
	誘	周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた、落ち着いたものとする。	
	誘	壁面広告物及び突出広告物は、建築物の低層部に設置するよう努める。	
	誘	広告物の意匠等は、次の各号を満たすよう努める。 ア 1つの広告物に対し、情報量は最小限とする。 イ 広告物は集約して設置し、なお複数設置する場合は、統一したデザインとする。 ウ 文字は、切り文字や箱文字とする。 エ 地色は、壁面と同系色とする。 オ 高彩度の利用を抑える。 カ 人物、キャラクターの意匠は使用しない。 キ 太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しない。 ク 骨組み、支柱等の構造体は目立たないものとする。	
	誘	照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、景観上主要な道路からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。	
屋上 広告物	許	表示内容は、氏名、名称、もしくは商標、又は建築物の名称に限る。	解説 ii-24
	誘	ただし、中之島地区に面する建築物の、中之島地区に面する面への表示内容は、原則として自己の建築物の名称に限り、また、意匠は地色を外壁面と同系色とする、高彩度の利用を抑えるなど、建築物と一体的にデザインされたものとする。	
	許	文字の大きさは、縦横それぞれ2m以内、ロゴマークの大きさは、縦横それぞれ3m以内とし、コンパクトにまとめる。	
	許	広告物の高さは、これを設置する箇所の建築物の高さの5分の1以内かつ4m以内とする。ただし、設備機器を隠すもの、又は塔屋の高さに揃えるものなど、景観形成に資するものについては緩和（ただし、原則6m以内）することができる。	
	誘	照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。	
壁面 広告物	誘	中之島地区に面する建築物の、中之島地区に面する面への表示内容は、建築物の高さ10m以下の部分へは、原則として自己の氏名、名称、もしくは商標、又は建築物の名称、建築物の高さ10mを超える部分へは、原則として自己の建築物の名称に限る。	解説 ii-25 ii-26
	許	建築物の各面ごとの表示面積の合計は、50㎡以内とし、かつ、外壁面積の10分の1以内とする。ただし、中之島地区に面する建築物の、中之島地区に面する面については、表示面積の合計は、50㎡以内とし、かつ、建築物の高さが10m以下の部分へはその部分の外壁面積の10分の1以内、建築物の高さが10mを超える部分へはその部分の外壁面積の10分の1以内とする。	
	許	建築物の間口が80mを超える建築物については、建築物の間口が80mを超える部分ごとに、当該面積基準に則り表示面積を加算することができる。	
	許	外壁面からの出幅は、30cm以内とする。	
	誘	地上広告物の地上から広告板の上端までの高さは、5m以内、地上広告塔の地上から広告塔の上端までの高さは、10m以内とする。	
地上 広告物	許	表示面積は、1面につき5㎡以内とする。	解説 ii-27
	許	表示面積の合計は、10㎡以内とする。ただし、敷地面積が1,000㎡を超える場合は、敷地面積の100分の1以内とすることができる。	
	許	道路に突出するものについては、道路への突出幅及び道路に突出する部分の下端の高さは、突出広告物の基準による。	
	誘	通行の妨げにならないものとする。	
	許	歩道への突出幅は、歩道幅4m以上の場合1.2m以内、歩道幅4m未満の場合0.8m以内とする。	
突出 広告物	許	歩道に突出する部分の下端の高さは、3m以上とする。ただし、歩道への突出幅が、歩道幅4m以上では0.9m以内、歩道幅4m未満では0.6m以内のものにあっては、2.5m以上とすることができる。	解説 ii-28
	誘	複数設置する場合は、一列に配置するよう努める。	
	誘		

その他	許	点滅又は回転等をしないこと。ただし、可変表示式屋外広告物について、別に定めがある場合は、これによるものとする。	解説 ii-29
	誘	暫定利用、イベント対応時について、別に定めがある場合は、これによるものとする。	
	誘	ガラス面については、建築物の高さが10m以下の部分へ設置する広告物で、外観と一体的にデザインされたものののみ設置することができる。	

なにわ筋地区

意匠等 【共通 (その他 を除く)】	誘	地区の良好なまちなみの形成に資するものとする。	解説 ii-21 ii-22 ii-23
	誘	周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた、落ち着いたものとする。	
	誘	壁面広告物及び突出広告物は、建築物の低層部に設置するよう努める。	
	誘	広告物の意匠等は、次の各号を満たすよう努める。 ア 1つの広告物に対し、情報量は最小限とする。 イ 広告物は集約して設置し、なお複数設置する場合は、統一したデザインとする。 ウ 文字は、切り文字や箱文字とする。 エ 地色は、壁面と同系色とする。 オ 高彩度の利用を抑える。 カ 人物、キャラクターの意匠は使用しない。 キ 太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しない。 ク 骨組み、支柱等の構造体は目立たないものとする。	
	誘	照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、景観上主要な道路からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。	
屋上 広告物	許	表示内容は、氏名、名称、もしくは商標、又は建築物の名称に限る。	解説 ii-24
	誘	ただし、中之島地区に面する建築物の、中之島地区に面する面への表示内容は、原則として自己の建築物の名称に限り、また、意匠は地色を外壁面と同系色とする、高彩度の利用を抑えるなど、建築物と一体的にデザインされたものとする。	
	許	文字の大きさは、縦横それぞれ2m以内、ロゴマークの大きさは、縦横それぞれ3m以内とし、コンパクトにまとめる。	
	許	広告物の高さは、これを設置する箇所の建築物の高さの5分の1以内かつ4m以内とする。ただし、設備機器を隠すもの、又は塔屋の高さに揃えるものなど、景観形成に資するものについては緩和（ただし、原則6m以内）することができる。	
	誘	照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。	
壁面 広告物	誘	中之島地区に面する建築物の、中之島地区に面する面への表示内容は、建築物の高さ10m以下の部分へは、原則として自己の氏名、名称、もしくは商標、又は建築物の名称、建築物の高さ10mを超える部分へは、原則として自己の建築物の名称に限る。	解説 ii-25 ii-26
	許	建築物の各面ごとの表示面積の合計は、50㎡以内とし、かつ、外壁面積の10分の1以内とする。ただし、中之島地区に面する建築物の、中之島地区に面する面については、表示面積の合計は、50㎡以内とし、かつ、建築物の高さが10m以下の部分へはその部分の外壁面積の10分の1以内、建築物の高さが10mを超える部分へはその部分の外壁面積の10分の1以内とする。	
	許	建築物の間口が80mを超える建築物については、建築物の間口が80mを超える部分ごとに、当該面積基準に則り表示面積を加算することができる。	
	許	外壁面からの出幅は、30cm以内とする。	
	許	地上広告板の地上から広告板の上端までの高さは、5m以内、地上広告塔の地上から広告塔の上端までの高さは、10m以内とする。	
地上 広告物	許	表示面積は、1面につき5㎡以内とする。	解説 ii-27
	許	表示面積の合計は、10㎡以内とする。ただし、敷地面積が1,000㎡を超える場合は、敷地面積の100分の1以内とすることができる。	
	許	道路に突出するものについては、道路への突出幅及び道路に突出する部分の下端の高さは、突出広告物の基準による。	
	誘	通行の妨げにならないものとする。	
	許	歩道への突出幅は、歩道幅4m以上の場合1.2m以内、歩道幅4m未満の場合0.8m以内とする。	
突出 広告物	許	歩道に突出する部分の下端の高さは、3m以上とする。ただし、歩道への突出幅が、歩道幅4m以上では0.9m以内、歩道幅4m未満では0.6m以内のものにあっては、2.5m以上とすることができる。	解説 ii-28
	誘	複数設置する場合は、一列に配置するよう努める。	

その他	許	点滅又は回転等をしないこと。ただし、可変表示式屋外広告物について、別に定めがある場合は、これによるものとする。	解説 ii-29
	誘	暫定利用、イベント対応時について、別に定めがある場合は、これによるものとする。	
	誘	ガラス面については、建築物の高さが10m以下の部分へ設置する広告物で、外観と一体的にデザインされたものののみ設置することができる。	

土佐堀通地区

意匠等 【共通 (その他 を除く)】	誘	地区の良好なまちなみの形成に資するものとする。	解説 ii-21 ii-22 ii-23
	誘	周辺のまちなみ、水辺景観や建築物全体の形態意匠と調和のとれた、落ち着いたものとする。	
	誘	壁面広告物及び突出広告物は、建築物の低層部に設置するよう努める。	
	誘	広告物の意匠等は、次の各号を満たすよう努める。 ア 1つの広告物に対し、情報量は最小限とする。 イ 広告物は集約して設置し、なお複数設置する場合は、統一したデザインとする。 ウ 文字は、切り文字や箱文字とする。 エ 地色は、壁面と同系色とする。 オ 高彩度の利用を抑える。 カ 人物、キャラクターの意匠は使用しない。 キ 太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しない。 ク 骨組み、支柱等の構造体は目立たないものとする。	
	誘	照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、景観上主要な道路からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。	
屋上 広告物	許	表示内容は、氏名、名称、もしくは商標、又は建築物の名称に限る。	解説 ii-24
	誘	ただし、谷町筋・御堂筋間及び四つ橋筋・なにわ筋間の北側敷地並びに御堂筋・四つ橋筋間の南側敷地の、建築物の北面への表示内容は、原則として自己の建築物の名称に限り、また、意匠は地色を外壁面と同系色とする、高彩度の利用を抑えるなど、建築物と一体的にデザインされたものとする。	
	許	文字の大きさは、縦横それぞれ2m以内、ロゴマークの大きさは、縦横それぞれ3m以内とし、コンパクトにまとめる。	
	許	広告物の高さは、これを設置する箇所の建築物の高さの5分の1以内かつ4m以内とする。ただし、設備機器を隠すもの、又は塔屋の高さに揃えるものなど、景観形成に資するものについては緩和（ただし、原則6m以内）することができる。	
	誘	照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。	
壁面 広告物	誘	谷町筋・御堂筋間及び四つ橋筋・なにわ筋間の北側敷地並びに御堂筋・四つ橋筋間の南側敷地の、建築物の北面への表示内容は、建築物の高さ10m以下の部分へは、原則として自己の氏名、名称、もしくは商標、又は建築物の名称、建築物の高さ10mを超える部分へは、原則として自己の建築物の名称に限る。	解説 ii-25 ii-26
	許	建築物の各面ごとの表示面積の合計は、50㎡以内とし、かつ、外壁面積の10分の1以内とする。ただし、谷町筋・御堂筋間及び四つ橋筋・なにわ筋間の北側敷地並びに御堂筋・四つ橋筋間の南側敷地の、建築物の北面については、表示面積の合計は、50㎡以内とし、かつ、建築物の高さが10m以下の部分へはその部分の外壁面積の10分の1以内、建築物の高さが10mを超える部分へはその部分の外壁面積の10分の1以内とする。	
	許	建築物の間口が80mを超える建築物については、建築物の間口が80mを超える部分ごとに、当該面積基準に則り表示面積を加算することができる。	
	許	外壁面からの出幅は、30cm以内とする。	
	許	地上広告板の地上から広告板の上端までの高さは、5m以内、地上広告塔の地上から広告塔の上端までの高さは、10m以内とする。	
地上 広告物	許	表示面積は、1面につき5㎡以内とする。	解説 ii-27
	許	表示面積の合計は、10㎡以内とする。ただし、敷地面積が1,000㎡を超える場合は、敷地面積の100分の1以内とすることができる。	
	許	道路に突出するものについては、道路への突出幅及び道路に突出する部分の下端の高さは、突出広告物の基準による。	
	誘	通行の妨げにならないものとする。	
	許	歩道への突出幅は、歩道幅4m以上の場合1.2m以内、歩道幅4m未満の場合0.8m以内とする。	
突出 広告物	許	歩道に突出する部分の下端の高さは、3m以上とする。ただし、歩道への突出幅が、歩道幅4m以上では0.9m以内、歩道幅4m未満では0.6m以内のものにあっては、2.5m以上とすることができる。	解説 ii-28
	誘	複数設置する場合は、一列に配置するよう努める。	

その他	許	点滅又は回転等をしないこと。ただし、可変表示式屋外広告物について、別に定めがある場合は、これによるものとする。	解説 ii-29
	誘	暫定利用、イベント対応時について、別に定めがある場合は、これによるものとする。	
	誘	ガラス面については、建築物の高さが10m以下の部分へ設置する広告物で、外観と一体的にデザインされたもののみ設置することができる。	

国道2号地区

意匠等 【共通 (その他 を除く)】	誘	地区の良好なまちなみの形成に資するものとする。	解説 ii-21 ii-22 ii-23
	誘	周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた、明度の高いものとする。	
	誘	壁面広告物及び突出広告物は、建築物の低層部に設置するよう努める。	
	誘	広告物の意匠等は、次の各号を満たすよう努める。 ア 1つの広告物に対し、情報量は最小限とする。 イ 広告物は集約して設置し、なお複数設置する場合は、統一したデザインとする。 ウ 文字は、切り文字や箱文字とする。 エ 地色は、壁面と同系色とする。 オ 高彩度の利用を抑える。 カ 人物、キャラクターの意匠は使用しない。 キ 太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しない。 ク 骨組み、支柱等の構造体は目立たないものとする。	
その他	誘	暫定利用、イベント対応時について、別に定めがある場合は、これによるものとする。	解説 ii-29
	誘	ガラス面については、建築物の高さが10m以下の部分へ設置する広告物で、外観と一体的にデザインされたもののみ設置することができる。	

中之島地区

御堂筋地区

堺筋地区

四つ橋筋地区

なごわ筋地区

土佐堀通地区

国道2号地区

中之島地区

意匠等 【共通 (その他 を除く)】	誘	地区の良好なまちなみの形成に資するものとする。	解説 ii-21 ii-22 ii-23
	誘	周辺のまちなみ、水辺景観や建築物全体の形態意匠と調和のとれた、落ち着いたものとする。	
	誘	壁面広告物及び突出広告物は、建築物の低層部に設置するよう努める。	
	誘	広告物の意匠等は、次の各号を満たすよう努める。 ア 1つの広告物に対し、情報量は最小限とする。 イ 広告物は集約して設置し、なお複数設置する場合は、統一したデザインとする。 ウ 文字は、切り文字や箱文字とする。 エ 地色は、壁面と同系色とする。 オ 高彩度の利用を抑える。 カ 人物、キャラクターの意匠は使用しない。 キ 太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しない。 ク 骨組み、支柱等の構造体は目立たないものとする。	
	誘	照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、景観上主要な視点場からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。	
屋上 広告物	誘	表示内容は、原則として自己の建築物の名称に限り、また、意匠は地色を外壁面と同系色とする、高彩度の利用を抑えるなど、建築物と一体的にデザインされたものとする。	解説 ii-24
	許	文字の大きさは、縦横それぞれ2m以内、ロゴマークの大きさは、縦横それぞれ3m以内とし、コンパクトにまとめる。	
	許	広告物の高さは、これを設置する箇所の建築物の高さの5分の1以内かつ4m以内とする。ただし、設備機器を隠すもの、又は塔屋の高さに揃えるものなど、景観形成に資するものについては緩和（ただし、原則6m以内）することができる。	
	誘	照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。	夜間ガイド ライン VI-20
壁面 広告物	誘	表示内容は、建築物の高さ10m以下の部分へは、原則として自己の氏名、名称、もしくは商標、又は建築物の名称、建築物の高さ10mを超える部分へは、原則として自己の建築物の名称に限る。	解説 ii-25 ii-26
	許	建築物の各面ごとの表示面積の合計は、50㎡以内とし、かつ、建築物の高さが10m以下の部分へはその部分の外壁面積の10分の1以内、建築物の高さが10mを超える部分へはその部分の外壁面積の10分の1以内とする。	
	許	建築物の間口が80mを超える建築物については、建築物の間口が80mを超える部分ごとに、当該面積基準に則り表示面積を加算することができる。	
	許	外壁面からの出幅は、30cm以内とする。	
地上 広告物	許	地上広告板の地上から広告板の上端までの高さは、5m以内、地上広告塔の地上から広告塔の上端までの高さは、10m以内とする。	解説 ii-27
	許	表示面積は、1面につき5㎡以内とする。	
	許	表示面積の合計は、10㎡以内とする。ただし、敷地面積が1,000㎡を超える場合は、敷地面積の100分の1以内とすることができる。	
	許	道路に突出するものについては、道路への突出幅及び道路に突出する部分の下端の高さは、突出広告物の基準による。	
	誘	通行の妨げにならないものとする。	
突出 広告物	許	歩道への突出幅は、歩道幅4m以上の場合1.2m以内、歩道幅4m未満の場合0.8m以内とする。	解説 ii-28
	許	歩道に突出する部分の下端の高さは、3m以上とする。ただし、歩道への突出幅が、歩道幅4m以上では0.9m以内、歩道幅4m未満では0.6m以内のものにあっては、2.5m以上とすることができる。	
	誘	複数設置する場合は、一列に配置するよう努める。	
その他	許	点滅又は回転等をしないこと。ただし、可変表示式屋外広告物について、別に定めがある場合は、これによるものとする。	解説 ii-29
	誘	暫定利用、イベント対応時について、別に定めがある場合は、これによるものとする。	
	誘	ガラス面については、建築物の高さが10m以下の部分へ設置する広告物で、外観と一体的にデザインされたもののみ設置することができる。	

(2)屋外広告物基準の解説

重点届出区域においては、屋外広告物の設置について、地区の特性に応じた基準を定めています。

ここでは、基準の項目や種別毎の解説や、参考事例などを記載していますので、確認しましょう。

意匠等

【共通事項（その他を除く）】

- ・地区の良好なまちなみの形成に資するものとする。
- ・周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた、落ち着いたものとする。
- ・壁面広告物及び突出広告物は、建築物の低層部に掲出するよう努める。



広告物は、単体でデザインを考えるのではなく、建築物の外観の一部、まちなみの一部になるようデザインを考えましょう。



建物の装飾と一体化したデザイン



植栽ポットをあしらったデザイン



まちなみを演出するデザイン

広告物のデザインは、個々の要素ではなく、総合的に判断してデザインを考えましょう。

- ア 1つの広告物に対し、情報量は最小限とする。
- イ 広告物は集約して掲出し、なお複数掲出する場合は、統一したデザインとする。

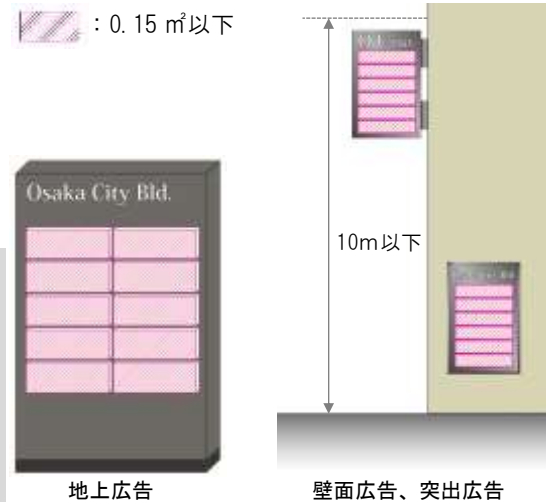
広告の情報量を集約化することで、分りやすく、機能的なデザインを検討しましょう。



シンプルに集約化したデザイン

集合看板について、設置に際し全体デザインの意匠審査を受けたもので、次に該当する場合は、事前協議及び届出を省略することができます。

- 集合看板の設置の際に全体デザインの意匠審査を受けたものであること。
- 集合看板の個別の意匠枠の大きさが 0.15 m^2 以下であること。
- 建築物の高さ 10m 以下の部分に設置する集合看板であること。



適用除外となる集合看板の例

ウ 文字は、切り文字や箱文字とする。

建築物の外観意匠との調和に配慮して、切り文字や箱文字を配置しましょう。



切り文字による施設名の表示

エ 地色は、壁面と同系色とする。

オ 高彩度の利用を抑える。

同系色の色彩を使用し、高彩度の色彩を抑えた色彩とすることで、建築物のデザインと調和するように配慮しましょう。



同系色の利用について
同類の色相で、彩度や明度の差が開きすぎないように努めましょう。



→P. i-95
配色の工夫は
「色彩に係わる基準」を参照して検討しましょう。

カ 人物、キャラクターの意匠は使用しない。



キ 太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しない。



反射率の高い金属等を多用しないようにしましょう。

ク 骨組み、支柱等の構造体は目立たないものとする。



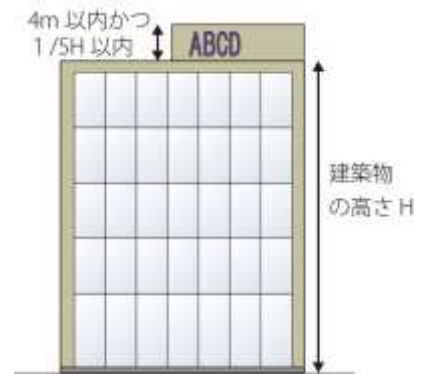
フレームや支柱等はパネル内に収めるなど、シンプルな外観になるようにしましょう。

→P. vi-20
照明の工夫は
「夜間景観ガイドライン」を参照して検討しましょう。

屋上広告物



- ・文字の大きさは、縦横それぞれ2m以内、ロゴマークの大きさは、縦横それぞれ3m以内とし、コンパクトにまとめる。
- ・広告物の高さは、これを設置する箇所の建築物の高さの5分の1以内かつ4m以内とする。ただし、設備機器を隠すもの、又は塔屋の高さに揃えるものなど、景観形成に資するものについては緩和（ただし、原則6m以内）することができる。



屋上広告物は、建築物のスカイラインを形成することから、建築物との一体性や隣接する建築物などとの連続性にも配慮してデザインしましょう。



屋上の設備や搭屋を覆うことでスカイラインを整えましょう。



【中之島地区及び中之島地区に面する面】

- ・表示内容は、原則として自己の建築物の名称に限り、また、意匠は地色を外壁面と同系色とする、高彩度の利用を抑えるなど、建築物と一体的にデザインされたものとする。



広告物の地色と同系色とするなど、建築物と一体的なデザインに配慮しましょう。



高彩度の色彩の使用は避けましょう。



自己の名称ではないが、建物内の主要な施設を表示した例

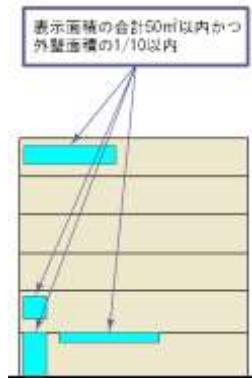
→P. vi-20
照明の工夫は「夜間景観ガイドライン」を参照して検討しましょう。

壁面広告物

壁面広告物は、まちなみのにぎわい創出のために、低層部に配置しましょう。

【A：重点届出区域（BCを除く）】

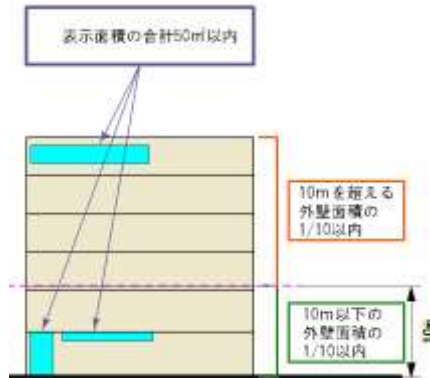
- ・建築物の各面ごとの表示面積の合計は、50㎡以内とし、かつ、外壁面積の10分の1以内とする。



御 堀 四 な
土 国 中

【B：重点届出区域（中之島内及び中之島地区に面する面）】

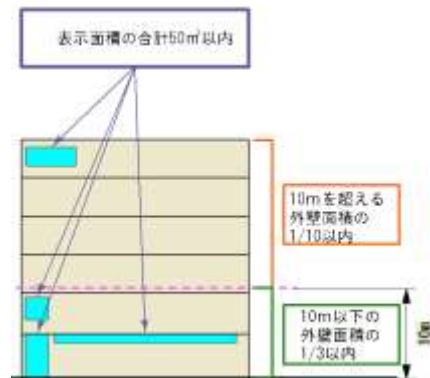
- ・表示面積の合計は、50㎡以内とし、かつ、建築物の高さが10m以下の部分へはその部分の外壁面積の10分の1以内、建築物の高さが10mを超える部分へはその部分の外壁面積の10分の1以内とする。



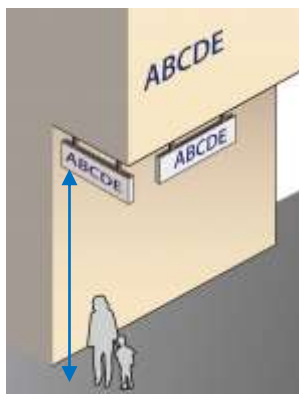
御 堀 四 な
土 国 中

【C：重点届出区域（御堂筋地区・堀筋地区の長堀通以南）】

- ・表示面積の合計は、50㎡以内とし、かつ、建築物の高さが10m以下の部分へはその部分の外壁面積の3分の1以内、建築物の高さが10mを超える部分へはその部分の外壁面積の10分の1以内とする。



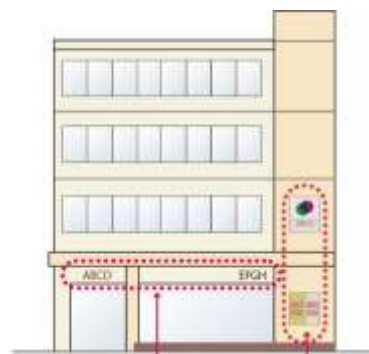
御 堀 四 な
土 国 中



左図のような吊り下げタイプの広告物も壁面広告物として取り扱います。掲出する際は、下端の高さに配慮しましょう。

【C：重点届出区域（御堂筋地区・堺筋地区の長堀通以南）】

- ・ただし、建築物の高さが10m以下の部分への設置については、特に秩序ある配置、デザインとするよう努める。



デザインを合わせ表示する高さを揃える等

デザインを合わせ表示する高さを揃える等

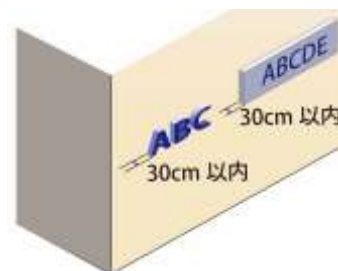
【重点届出区域】

- ・建築物の間口が80mを超える建築物については、建築物の間口が80mを超える部分ごとに、当該面積基準に則り表示面積を加算することができる。



【重点届出区域】

- ・外壁面からの出幅は、30 cm以内とする。



「表示面積の算定方法」

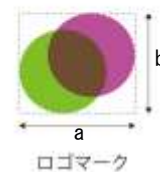
- ・壁面看板については、表示面の枠組の大きさ「縦×横」で算定する面積を表示面積とします。
- ・切り文字・箱文字を用いて表示が一体として内容を表示する場合については、文字を囲む外郭線の「縦×横」を表示面積とします。
- ・ロゴマークについては、その形状にかかわらず、外郭線の「縦×横」を外郭線とみなし、この外郭線内の面積を表示面積とします。



表示面積=a×b



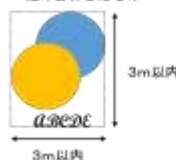
切り文字・箱文字



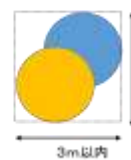
ロゴマーク

ロゴマークとは

①ロゴタイプ商標を組み合わせたもの



②商標



③ロゴタイプ



地上広告物

- ・地上広告板の地上から広告板の上端までの高さは、5 m以内、地上広告塔の地上から広告塔の上端までの高さは、10m以内とする。
- ・表示面積は、1 面につき5 m²以内とする。
- ・表示面積の合計は、10 m²以内とする。ただし、敷地面積が1,000 m²を超える場合は、敷地面積の100分の1以内とすることができる。



【表示面の高さ】 【表示面積】



- ・道路に突出するものについては、道路への突出幅及び下端の高さは、突出広告物の基準による。
- ・通行の妨げにならないものとする。

【前面歩道が
4 m以上の場合】

【前面歩道が
4 m未満の場合】

【前面道路が
御堂筋の場合】



歩道際に置く場合は、歩行者の妨げにならないよう配置しましょう。



壁面線の内側に配置した例

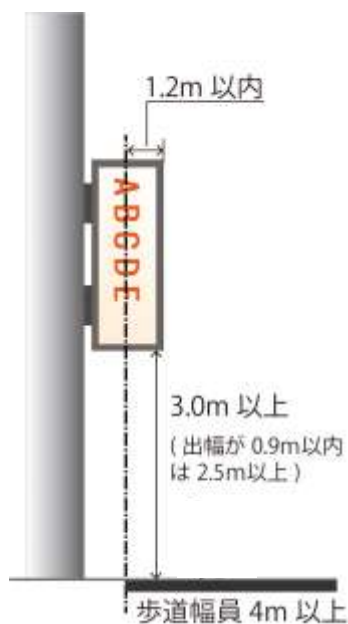
突出広告物

突出広告物は、まちなみにぎわい創出のために、低層部に配置しましょう。

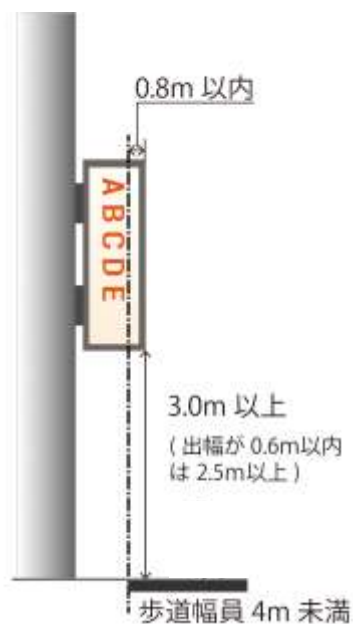


- ・道路への突出幅は、歩道幅 4 m 以上の場合 1.2m 以内、歩道幅 4 m 未満の場合 0.8m 以内とする。（※御堂筋は、突出幅を 1m 以内とする。）
- ・道路に突出する部分の下端の高さは、3 m 以上とする。ただし、道路への突出幅が、歩道幅 4 m 以上では 0.9m 以内、歩道幅 4 m 未満では 0.6m 以内のものを除く。
（※御堂筋は、突出幅 0.8m 以内のものを除く。）

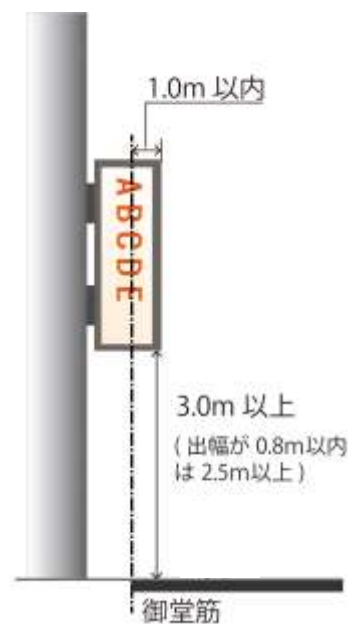
【前面歩道が 4 m 以上の場合】



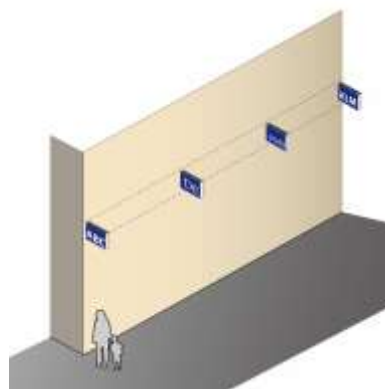
【前面歩道が 4 m 未満の場合】



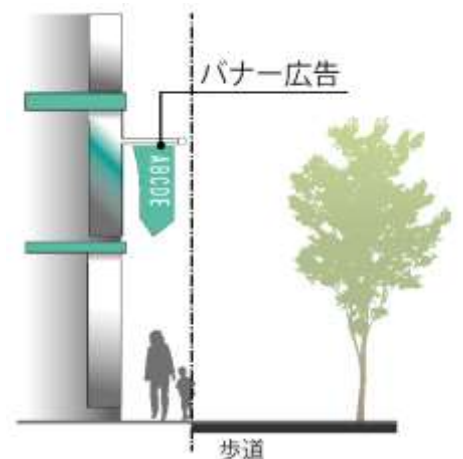
【御堂筋の場合】



- ・複数設置する場合は、一列に配置するよう努める。



出幅や設置高さや意匠を揃えて、整った配置になるよう努めましょう。



パナー広告も突出広告物として取り扱います。

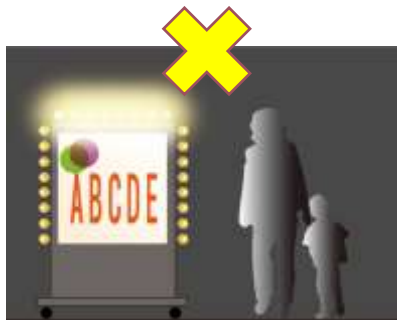
その他の事項

【点滅又は回転等】

- ・点滅又は回転等をしないこと。ただし、可変表示式屋外広告物について、別に定めがある場合※は、これによるものとする。

適切なあかりで、効果的な照明による広告物の夜間照明は、まちなみの夜間照明のひとつです。

建築物と同様に、一体的なデザインとして意匠や配置を検討しましょう。



広告物に照明を設える場合は、点滅または回転させないようにしましょう。



夜間照明を一体的にデザインした例

【一時広告物】

- ・暫定利用、イベント対応時について、別に定めがある場合※は、これによるものとする。

イベント等の実施時に暫定的（一カ月以内）に基準の表示面積を超える広告物を掲出する場合は、別に定める協議が必要です。

【ガラス面の広告】

- ・ガラス面については、建築物の高さが10m以下の部分へ設置する広告物で、外観と一体的にデザインされたもののみ設置することができる。



ガラス面の外側の設置例



※
重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱を確認しましょう。



※
重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱を確認しましょう。

